

品目別廃棄物処理・リサイクルガイドラインのフォローアップ

1	紙	19	エアゾール缶
2	ガラスびん	20	小型ガスボンベ
3	スチール缶	21	消火器
4	アルミ缶	22	ぱちんこ遊技機等
5	プラスチック	23	パーソナルコンピュータ及びその周辺機器
6	自動車	24	複写機
7	オートバイ	25	ガス・石油機器
8	タイヤ	26	繊維製品
9	自転車	27	潤滑油
10	家電製品	28	電線
11	スプリングマットレス	29	建設資材
12	オフィス家具	30	浴槽及び浴室ユニット
13	カーペット	31	システムキッチン
14	布団	32	携帯電話・PHS
15	乾電池・ボタン電池	33	蛍光管等
16	小型二次電池等	34	自動販売機
17	自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池	35	レンズ付きフィルム
18	カセットボンベ		

平成18年10月17日

産業構造審議会 廃棄物・リサイクル小委員会

品目名	平成18年10月改定ガイドライン (注) 下線部〇〇は今回改定箇所	進捗状況（現在まで講じてきた主要措置）	今後講じる予定の措置
19. エアゾール缶	<p>1. 廃棄方法（「使い切ってリサイクルへ」）について 廃棄物の適正な処理を確保するため、中身排出機構の装着導入を推進するとともに、エアゾール缶の廃棄方法についての課題について解決の検討を行う。</p> <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の工夫：各製品の設計ガイドラインを作成及び普及。 ・使い切りの啓発活動：使い切りの啓発強化。 ・中身排出機構使用の啓発活動：中身排出機構を使用した後に廃棄を行うことの周知。 ・廃棄表示方法：より見やすい表示案の工夫、自主表示の実施。 ・収集・処理方法：圧縮の回避等未然事故防止方法の自治体へのアピール。 <p>2. 中身残留缶の適正処理対策</p> <p>塗料、化粧品、殺虫剤等の内容物によって異なるエアゾール製品について、自治体へ廃エアゾール缶処理機の譲与を行うなど地方自治体、事業者、処理事業者及び消費者の役割分担の明確化を行うとともに、（社）日本エアゾール協会、事業者団体及び自治体との話し合いを継続的に行う。</p> <p>3. 広報活動の推進</p> <p>使用済みエアゾール缶の回収・リサイクルを促進するため、消費者に対し内容物毎の使い切り方法、排出方法、エアゾール缶のリサイクル状況等の情報について、積極的に広報啓発活動を行う。</p> <p>また、エアゾール製品の正しい使い方、正しい廃棄処理の仕方の広報ビデオを作成し、自治体等も対象としたエアゾール缶に関する基本知識の広報に努める。</p>	<p>1. 廃棄方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省委託事業として「エアゾール缶等排出実態調査」実施。（特定2地区で自治体と協同で「使い切ってから穴を開けずに排出する」旨の広報活動を行い、排出缶の使い切り率の向上を得た。）（平成11年度） ・各自治体でのエアゾール缶等の回収状況、処理方法、リサイクル状況を把握し、自治体と協力してリサイクルシステムを構築していくための全国3,251の自治体へアンケート調査実施。（平成12年度） ・各自治体アンケート回答の解析・追跡調査を実施（圧縮しない収集方法により収集時の事故発生のない知見を得た。）（平成13年度） ・排出実態調査経済産業省委託事業のフォローアップ（平成14年度） ・（社）全国都市清掃会議との意見交換の開始 ・平成16年度経済産業省委託事業を実施。中身排出機構装着による残留物排出の有効性の確認とその設計指針の検討を行った。 ・エアゾール製品処理対策協議会及び（社）全国都市清掃会議中央適困協西部会内に設けられたWGにおいて、中身排出機構の導入を中心とした廃棄方法を検討。その結果、中身排出機構の装着等今後の取組について、両者で覚書を締結。（平成17年度） <p>2. 中身残留缶の適正処理対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都23区のエアゾール缶等の廃棄指導変更（使い切って排出する）に伴い、エアゾール製品処理対策協議会として、消費者からの問い合わせの対応、処理に関する製品の問い合わせ先表示の徹底を申し合わせた。（平成11年度～） ・自治体処理実態調査（平成14・15年度） ・産業廃棄物処理設備調査（平成15年度） ・小型化、中身排出機構等を含めた易リサイクル設計ガイドライン改定の調整開始。 ・エアゾール製品処理対策協議会及び（社）全国都市清掃会議中央適困協西部会内に設けられたWGにおいて、中身排出機構の導入、廃エアゾール缶処理機の譲与を中心とした中身残留缶の適正処理対策を検討。両者で締結された覚書において、業界が自治体へ廃エアゾール缶処理機を譲与することなどが決定された。（平成17年度） ・エアゾール製品処理対策協議会に処理機譲与等に関するWGを立ち上げ、中身排出機構採用のための諸対策検討（スケジュール・使用条件・設計条件・表示）、処理機譲与に係る機器の選定等を検討。 <p>3. 広報活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本エアゾール協会のHP開設インターネットを活用した広報開始（平成13年度） ・自治体アンケート調査報告書を全国自治体に配布（平成13年度） ・広報ビデオ（使用時、保管時、排出時）を作成し、関連自治体・消防関係に配布。一般消費者には（社）日本エアゾール協会HPにアップロードし、PR。 ・政府広報を活用し、エアゾール缶の適切なゴミ排出方法等について、消費者への周知を実施。（平成18年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な収集・処理及びリサイクルが行われるためのシステムを構築するため、（社）全国都市清掃会議中央適困協西部会との会合を継続的に開催する。 ・エアゾール製品処理対策協議会及び（社）全国都市清掃会議中央適困協西部会の場で、中身排出機構の導入及び処理機の譲与に関する検討を引き続き行う。 <p>検討項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中身排出機構の装着導入の推進について ・エアゾール缶の廃棄に係る消費者相談窓口の充実について ・中身排出機構の広報活動について ・処理機の譲与について

<p>4. 資源リサイクルへの対応</p> <p>容器包装のリサイクル推進のため、プラスチック部品を取り外し易くした構造、材質の統一等マテリアルリサイクルの推進を図る。またリサイクルを促進するため、鋼製容器とアルミ製容器の識別を容易にするための表示の検討を行う。さらに平成14年8月27日に作成した「エアゾール缶の易リサイクル設計ガイドライン」に基づく製品開発を進める。</p> <p>5. 在庫品等の回収</p> <p>流通段階において発生する在庫品等の事業者による回収を進め、安全な処理を図る。</p>	<p>4. 資源リサイクルへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 容器包装リサイクル推進のため、プラスチック部品を取り外し易くした構造の検討と、一部製品での実施（平成10年度～） ▪ 鋼製容器とアルミ容器の識別を容易にするための表示、プラスチック部品を取り外し易くした構造等容器包装リサイクル推進のための「エアゾール製品の易リサイクル設計マニュアルWG」設置検討開始（平成12年度） ▪ 「エアゾール製品の識別表示ガイドライン」及び「エアゾール製品の易リサイクル設計ガイドライン」策定（平成14年度） ▪ 小型化、中身排出機構等含めた易リサイクル設計ガイドライン改定の調整開始 ▪ 平成16年度経済産業省委託事業として「エアゾール缶回収処理システム構築調査事業」を実施。消費者・自治体・事業所の適切な役割分担、安全な回収・処理、リサイクルが行われるための検討を行った。 	
---	---	--